



ワークライフバランス通信

No.1

～就業規則が変わりました～

子供の看護休暇・家族の介護休暇が

- ① 1日または半日単位での休暇取得
- ② 1日4時間以下の労働者は半日の休暇は取れない

変更後

- ① 時間単位での休暇取得が可能
- ② 全職員対象

看護・介護休暇は…

1人の場合、年間で5日間

2人以上の場合、年間10日間

となりました。



～リフレッシュ休日について～

昨年より リフレッシュ休日が導入になりましたが、皆さん休みは取れていますか？

体と心を休め、旬の食材を食べて免疫力をあげコロナ禍を吹き飛ばしましょう！

～インデックス調査について～

7月に行ったインデックス調査の集計が終わりました。

結果を報告させていただきます。

ご協力ありがとうございました！

